



金 沢 市 公 報

号外第4号の8

令和5年(2023年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (地域保健課) 19
○金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (産業政策課) 1		○子育て支援医療費助成に関する条例施行規則及び高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (健康政策課) 20
○金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (農業水産振興課) 1		○金沢市消防吏員被服等貸与規則の一部を改正する規則 (消防総務課) 21
○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子育て支援課) 15		○金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 (") 21
○金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (福祉政策課) 15		○金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (") 21
○金沢市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則 (医療保険課) 17		○金沢市小額印刷物製造に関する契約事務取扱特例規則を廃止する規則 (監 理 課) 21

規 則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第24号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則(昭和58年規則第38号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第25号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市地方競馬実施条例施行規則(昭和52年規則第2号)の一部を次のように改正する。
第15条中「又は」を「若しくは」に、「減ずる」を「減じ、又は馬の福祉及び事故防止の観点から使用を規制する」に改める。

第37条第3項中「禁止薬物」を「出走させようとする競走の当日において禁止薬物」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第37条の2 出走させようとする競走の当日において馬の福祉及び事故防止の観点から使用を規制する薬品又は薬剤であって別表第2に掲げるもの(以下「規制薬物」という。)の影響下にある馬について出走投票をし、又は規制薬物の影響下にある馬を競走に出走させ、若しくは出走させようとしてはならない。

2 調教師は、前項の規定に違反する行為を防止するため、自己の管理する馬について適切な措置を執らなければならない。

3 獣医委員は、出走予定馬について、第1項の規定に違反する行為及びその疑いがあると認める場合には、当該馬につき、馬体の検査、検査材料の採取その他必要な措置を執ることができる。

第62条の2第2項及び第62条の3第2項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第64条第1項中「禁止薬物」の次に「及び規制薬物」を加え、同条第5項中「獣医委員」を「市長」に、「検体番号」を「管理番号」に改め、同条第6項中「前項の規定による検体の分割並びに分割されたA検体及びB検体の容器に付した検体番号が同一であることを確認して、検体採取台帳に記名しなければ」を「かつ、A検体及びB検体の容器に付す管理番号を確認の上、獣医委員の指示に従って署名をしなければ」に改める。

第65条第1項中「第37条第5項」の次に「又は第37条の2第3項」を加え、同条第2項を次のように改める。

前条第5項及び第6項の規定は、前項の理化学検査について準用する。この場合において、前条第5項中「採取した検体をA検体及びB検体」とあるのは「採取した検査材料をA材料及びB材料」と、同条第6項中の「第2項の調教師は、当該馬の検体の採取に立ち会い、かつ、A検体及びB検体の容器に付す管理番号を確認の上」とあるのは、「第37条第4項又は第37条の2第2項に規定する馬の調教師は、当該馬の検査材料の採取に立ち会い、かつ、A材料及びB材料の容器に付す管理番号を確認の上」と読み替えるものとする。

第65条の2第1項を次のように改める。

市長は、前2条に規定する理化学検査を公益財団法人競走馬理化学研究所（以下「研究所」という。）に行わせるものとし、採取したA検体及びB検体の容器を封印の上、速やかに研究所に送付するものとする。

第65条の2第2項中「において禁止薬物」の次に「又は規制薬物」を加え、「検査機関」を「研究所」に、「検体番号」を「管理番号」に改め、「禁止薬物名」の次に「又は規制薬物名」を加え、同条第3項中「検査機関」を「研究所」に改め、「禁止薬物」の次に「又は規制薬物」を加え、同条第6項中「規定により行った」を「A検体に対する」に、「存在を」を「存在を」に、「第37条第1項の規定に違反する行為が」を「当該禁止薬物について第37条第1項の規定の違反が存在が確認された規制薬物と同じ規制薬物の存在が確認された場合には、当該規制薬物について第37条の2第1項の規定の違反が、それぞれ」に、「みなす」を「する」に改める。

第72条第1項第2号中「第37条第3項」の次に「、第37条の2第1項」を加える。

第77条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第37条、第65条の2関係）

- | | |
|----|------------|
| 1 | アカデシン |
| 2 | アザペロン |
| 3 | アセチルフェンタニル |
| 4 | アセトフェナジン |
| 5 | アセフィリン |
| 6 | アセプトロール |
| 7 | アセプロマジン |
| 8 | アチパメゾール |
| 9 | アドラフィニル |
| 10 | アナストロゾール |
| 11 | アマンタジン |
| 12 | アミトリプチリン |
| 13 | アミノグルテチミド |
| 14 | アミノフィリン |
| 15 | アミノレックス |
| 16 | アミフェナゾール |
| 17 | アモキサピン |
| 18 | アモバルピタール |
| 19 | アルトレノジスト |

- 20 アルフェンタニル
- 21 アルプラゾラム
- 22 アルプレノキシム
- 23 アルプレノロール
- 24 アロバルピタール
- 25 アンダリン
- 26 アンドロスター1、4、6-トリエン-3、17-ジオン
- 27 アンドロスター4-エン-3、6、17-トリオン
- 28 アンドロスタノロン
- 29 アンドロステンジオン
- 30 アンフェタミニル
- 31 アンフェタミン
- 32 アンフェプラモン
- 33 イソクスプリン
- 34 イソメテプテン
- 35 イパモレリン
- 36 イブテロール
- 37 イミプラミン
- 38 イルベサルタン
- 39 エキサモレリン
- 40 エキセメスタン
- 41 エスタゾラム
- 42 エタノール
- 43 エタフェドリン
- 44 エチステロン
- 45 エチゾラム
- 46 エチルアンフェタミン
- 47 エチルエストレノール (別名エチルナンドロール)
- 48 エチルモルヒネ
- 49 エチレフリン
- 50 エドロホニウム
- 51 エナラプリル
- 52 エノボサルム
- 53 エフェドリン
- 54 エプレレノン
- 55 エリスロポエチン
- 56 エンブトラミド
- 57 オキサゼパム
- 58 オキサゾラム
- 59 オキサンドロロン
- 60 オキシコドン
- 61 オキシメトロン
- 62 オキシロフリン
- 63 オクスプレノロール
- 64 オプロマジン (別名クロルプロマジンスルホキシド)
- 65 オルシプレナリン
- 66 カチン

- 67 ガバベンチン
- 68 カフェイン
- 69 カラゾロール
- 70 カルバマゼピン
- 71 カンデサルタン
- 72 カンナビジオール
- 73 カンフェナール (別名10-オキソカンファー)
- 74 カンフル
- 75 キシラジン
- 76 キナプリル
- 77 ※キンボロン
- 78 グアナベンズ
- 79 グアンファシン
- 80 クエチアピン
- 81 クレンシクロヘキセロール
- 82 クレンブテロール
- 83 クレンプロペロール
- 84 クロザピン
- 85 クロステポール
- 86 クロチアゼパム
- 87 クロテタミド
- 88 クロナゼパム
- 89 クロニジン
- 90 クロバザム
- 91 クロプロパミド
- 92 クロベンゾレックス
- 93 クロミプラミン
- 94 クロラゼブ酸
- 95 クロルジアゼポキシド
- 96 クロルプロチキセン
- 97 クロルプロマジン
- 98 8-クロロテオフィリン
- 99 ゲストリノン
- 100 ケタゾラム
- 101 ケタミン
- 102 コカイン
- 103 コデイン
- 104 コリントエオフィリン
- 105 サルブタモール
- 106 サルメテロール
- 107 ジアゼパム
- 108 ジアゾキシド
- 109 シアメマジン
- 110 ジアモルヒネ (別名ヘロイン)
- 111 ジイソプロピルアミン
- 112 シクラゾドン
- 113 シクロバルピタール

- 114 ジゴキシシ
- 115 シタロプラム
- 116 シネフリン
- 117 ジピリダモール
- 118 シプトラミン
- 119 シマテロール
- 120 ジメタンフェタミン (別名ジメチルアンフェタミン)
- 121 ジメフリン
- 122 ジモルホラミン
- 123 ジルチアゼム
- 124 シルデナフィル
- 125 ジルパテロール
- 126 ズクロペンチキソール
- 127 スタノゾロール
- 128 ストリキニーネ
- 129 スフェンタニル
- 130 スルピリド
- 131 成長ホルモン
- 132 セクブタバルビタール
- 133 セコバルビタール
- 134 ゼラノール
- 135 セレギリン
- 136 ゴラゼパム
- 137 ゴルピデム
- 138 タダラフィル
- 139 ダナゾール
- 140 タモキシフェン
- 141 ダルベポエチンアルファ
- 142 チアミラール
- 143 チオチキセン
- 144 チオベンタール
- 145 チオリダジン
- 146 チボロン
- 147 チレタミン
- 148 ツアミノヘプタン
- 149 ツロブテロール
- 150 テオフィリン
- 151 テオブロミン
- 152 デキサンフェタミン (別名デキストロアンフェタミン)
- 153 デキストロプロボキシフェン
- 154 デクスメデトミジン
- 155 テサモレリン
- 156 テストステロン
- 157 テストラクトン
- 158 デスロレリン
- 159 デトミジン
- 160 テトラヒドロゲストリノン

- 161 テバイン
- 162 テマゼパム
- 163 デモキセパム
- 164 テルブタリン
- 165 デルマジノン
- 166 テルミサルタン
- 167 デルモルフィン
- 168 ドキサプラム
- 169 トフィソパム
- 170 ドブタミン
- 171 トラマドール
- 172 トランスパイオキシカンファー
- 173 トリアゾラム
- 174 トリプトレリン
- 175 トリフルオペラジン
- 176 1- (4-トリフルオロメチルフェニル) ピペラジン
- 177 トリメタジジン
- 178 トレミフェン
- 179 トレンボロン
- 180 ドロスタノロン
- 181 ドロナビノール (別名Δ⁹-テトラヒドロカンナビノール)
- 182 ドロペリドール
- 183 ナドロール
- 184 ナロキソン
- 185 ナロルフィン
- 186 ※ナンドロロン
- 187 ニケタミド
- 188 ニコチン
- 189 ニトラゼパム
- 190 ニトレンジピン
- 191 ニルタミド
- 192 ノミフェンシン
- 193 ノルアンドロステンジオン
- 194 ノルエタンドロロン
- 195 ノルクロステポール
- 196 ノルダゼパム
- 197 ノルトリプチリン
- 198 バパベリン
- 199 バメタン
- 200 ハラゼパム
- 201 バルサルタン
- 202 バルデナフィル
- 203 バルビタール
- 204 バレレン酸
- 205 パロキセチン
- 206 ハロペリドール
- 207 バンブテロール

- 208 ピクロトキシシン
- 209 ビゾチフェン
- 210 ヒドロキシアンフェタミン
- 211 ヒドロキシジン
- 212 ヒドロキシプロゲステロンカプロアート
- 213 ヒドロモルフォン
- 214 ピナゼパム
- 215 ピプラドロール
- 216 ビポチアジン
- 217 ピリドスチグミン
- 218 ビルブテロール
- 219 ビロキサジン
- 220 ファンプロファゾン
- 221 フェニトイン
- 222 フェニルプロパノールアミン
- 223 フェネチリン
- 224 フェノテロール
- 225 フェノバルビタール
- 226 フェンカミン
- 227 フェンシクリジン
- 228 フェンジメトラジン
- 229 フェンタニル
- 230 フェンテルミン
- 231 フェンブトラザート
- 232 フェンフルラミン
- 233 フェンプロボレックス
- 234 フェンプロメタミン
- 235 ブスピロン
- 236 ブセレリン
- 237 ブソイドエフェドリン
- 238 ブプレノルフィン
- 239 ブプロピオン
- 240 ブフロメジル
- 241 フラザボール
- 242 プラゼパム
- 243 プラルモレリン
- 244 プリミドン
- 245 フルオキシメステロン
- 246 フルオキセチン
- 247 ブルシン
- 248 フルスピリレン
- 249 フルタミド
- 250 フルナリジン
- 251 フルニトラゼパム
- 252 フルフェナジン
- 253 フルフェノレックス
- 254 フルベストラント

- 255 フルベンチキソール
- 256 フルボキサミン
- 257 フルラゼパム
- 258 プレニラミン
- 259 プロカテロール
- 260 プロクロルペラジン
- 261 プロシクリジン
- 262 プロチゾラム
- 263 プロチペンジル
- 264 プロピオニルプロマジン
- 265 プロプラノロール
- 266 プロペントフィリン
- 267 プロマジン
- 268 プロマゼパム
- 269 ブロムブテロール
- 270 ヘキソバルビタール
- 271 ベタキソロール
- 272 ペチジン
- 273 ベナゼプリル
- 274 ヘプタミノール
- 275 ベモリン
- 276 ペリシアジン (別名プロペリシアジン)
- 277 ベルゴリド
- 278 ペルフェナジン
- 279 ベンジルピペラジン
- 280 ベンズフェタミン
- 281 ベンタゾシン
- 282 ペンテトラゾール
- 283 ペントキシフィリン
- 284 ペントキシベリン
- 285 ペントバルビタール
- 286 ベンラファキシシ
- 287 ホサゼパム
- 288 ※ボルジオン
- 289 ※ボルデノン
- 290 ホルメスタン
- 291 ホルモテロール
- 292 マブテロール
- 293 ミダゾラム
- 294 ミドドリン
- 295 ミボレロン
- 296 ミルタザピン
- 297 メサドン
- 298 メスタノロン
- 299 メステロロン
- 300 メソカルブ
- 301 メタステロン

- 302 メダゼパム
- 303 メタルピタール
- 304 メタンジエノン
- 305 メタンドリオール
- 306 メタンフェタミン
- 307 メチルエフェドリン
- 308 メチルテストステロン
- 309 メチルノルテストステロン
- 310 メチルフェニデート
- 311 メチルフェノバルピタール (別名メホバルピタール)
- 312 3、4-メチレンジオキシアンフェタミン (別名MDA)
- 313 3、4-メチレンジオキシエチルアンフェタミン (別名MDEA)
- 314 3、4-メチレンジオキシメタンフェタミン (別名MDMA)
- 315 メデトミジン
- 316 メテノロン
- 317 ※3-メトキシチラミン
- 318 メトキシフェナミン
- 319 メトプロロール
- 320 メトリボロン
- 321 メフェノレックス
- 322 メフェンテルミン
- 323 メプタジノール
- 324 メプロバメート
- 325 メルドニウム
- 326 モダフィニル
- 327 モルヒネ
- 328 ヨヒンビン
- 329 ラクトパミン
- 330 ラベタロール
- 331 ラモトリギン
- 332 リスデキササンフェタミン
- 333 リスベリドン
- 334 リュープロレリン
- 335 レセルピン
- 336 レトロゾール
- 337 レプロテロール
- 338 レボメプロマジン
- 339 レボルファノール
- 340 ロキサデュスタット
- 341 ロキサピン
- 342 ロサルタン
- 343 ロベリン
- 344 ロミフィジン
- 345 ロラゼパム
- 346 ロルメタゼパム
- 347 AOD-9604
- 348 GHRP-1

- 349 GHRP-6
- 350 GW1516
- 351 TB-500
- 352 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物（遊離する物を含む。）

備考 第65条の2第7項の特に指定するものは、禁止薬物名に※印を付したものとする。

別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第37条の2、第65条の2関係）

- 1 アジマリン
- 2 アスピリン
- 3 アセタゾラミド
- 4 アセメタシン
- 5 アゼラスチン
- 6 アテノロール
- 7 アトルバスタチン
- 8 アトロピン
- 9 アフロクアロン
- 10 アミオダロン
- 11 アミノカプロン酸
- 12 アミノフェナゾン（別名アミノピリン）
- 13 アミロライド
- 14 アルチカイン
- 15 アルチジド
- 16 アレンドロン酸
- 17 アンピロキシカム
- 18 アンフェナク
- 19 イソフルプレドン
- 20 イソプロパミド
- 21 イバンドロン酸
- 22 イブプロフェン
- 23 イプラトロピウム
- 24 イプリフラボン
- 25 インカドロン酸
- 26 インダパミド
- 27 インドメタシン
- 28 エタクリン酸
- 29 エタミフィリン
- 30 エタンシラート
- 31 エチドロン酸
- 32 エテンザミド
- 33 エトドラク
- 34 エトフィリン
- 35 エトリコキシブ
- 36 エバスチン
- 37 エピリゾール
- 38 エモルファゾン
- 39 エルカトニン

- 40 エルゴメトリン
- 41 エルテナク
- 42 オキサプロジン
- 43 オキシフェノニウム
- 44 オキシプロカイン
- 45 オキシメタゾリン
- 46 オルパドロン酸
- 47 オルフェナドリン
- 48 オロパタジン
- 49 カプサイシン
- 50 カリソプロドール
- 51 カルバゾクロム
- 52 カルプロフェン
- 53 カンレノ酸
- 54 カンレノン
- 55 キシパミド
- 56 キシロメタゾリン
- 57 キニジン
- 58 グアイフェネシン
- 59 グリコピロニウム
- 60 クリジニウム
- 61 クレマスチン
- 62 クロドロン酸
- 63 クロニキシン
- 64 クロフィリウム
- 65 クロモグリク酸
- 66 クロルタリドン
- 67 クロルフェナミン (別名クロルフェニラミン)
- 68 クロロチアジド
- 69 ケトプロフェン
- 70 ケトロラク
- 71 ケブゾン (別名ケトフェニルブタゾン)
- 72 コバルト
- 73 コルチゾン
- 74 サリチルアミド
- 75 サリチル酸
- 76 サリチル酸メチル
- 77 ザルトプロフェン
- 78 シクレソニド
- 79 シクロチアジド
- 80 ジクロフェナク
- 81 ジクロフェナミド
- 82 シクロベンザプリン
- 83 ジゴキシゲニン
- 84 ジヒドロカプサイシン
- 85 ジフェンヒドラミン
- 86 ジフルニサル

- 87 ジブレノルフィン
- 88 ジプロフィリン
- 89 シプロヘプタジン
- 90 ジメトチアジン
- 91 シンコカイン (別名ジブカイン)
- 92 スキサメトニウム
- 93 スキシブゾン
- 94 スコボラミン
- 95 スパルテイン
- 96 スピロノラクトン
- 97 スマトリプタン
- 98 スリンダク
- 99 セチリジン
- 100 セレコキシブ
- 101 ソタロール
- 102 ゴレドロン酸
- 103 ダントロレン
- 104 チアプロフェン酸
- 105 チアラミド
- 106 チエモニウム
- 107 チオトロピウム
- 108 チモロール
- 109 チルドロン酸
- 110 デキサメタゾン
- 111 デキストロメトルファン
- 112 テトラカイン
- 113 テノキシカム
- 114 テポキサリン
- 115 デラコキシブ
- 116 トラセミド
- 117 トラネキサム酸
- 118 トリアムシノロン
- 119 トリアムシノロンアセトニド
- 120 トリアムテレン
- 121 トリクロルメチアジド
- 122 トリベレンナミン
- 123 トルバプタン
- 124 トルフェナム酸
- 125 トルメチン
- 126 トロピカミド
- 127 ドンペリドン
- 128 ナブメトン
- 129 ナプロキセン
- 130 ナルトレキソン
- 131 ナルブフィン
- 132 ニフルム酸
- 133 ニメスリド

- 134 ネオスチグミン
- 135 ネホパム
- 136 ネリドロロン酸
- 137 ノスカピン
- 138 ノニバミド
- 139 パミドロロン酸
- 140 パラセタモール (別名アセトアミノフェン)
- 141 バルデコキシブ
- 142 バレタメート
- 143 ヒ素
- 144 ヒドロクロロチアジド
- 145 ヒドロコルチゾン
- 146 ヒドロフルメチアジド
- 147 ピペンゾラート
- 148 ビメチキセン
- 149 ピロキシカム
- 150 フィゾスチグミン
- 151 フィロコキシブ
- 152 フェナセチン
- 153 フェナゾン (別名アンチピリン)
- 154 フェニラミン
- 155 フェニルブタゾン
- 156 フェニレフリン
- 157 フェノプロフェン
- 158 フェルピナク
- 159 フェンスピリド
- 160 ブコローム
- 161 ブチルスコポラミン
- 162 ブデソニド
- 163 ブトルファノール
- 164 ブピバカイン
- 165 ブメタニド
- 166 プラノプロフェン
- 167 プラモカイン
- 168 プリジノール
- 169 プリフィニウム
- 170 プリロカイン (別名プロピトカイン)
- 171 プリンゾラミド
- 172 フルオシノロンアセトニド
- 173 フルチカゾン
- 174 フルドロコルチゾン
- 175 フルニキシシ
- 176 フルフェナム酸
- 177 フルマゼニル
- 178 フルメタゾン
- 179 フルルビプロフェン
- 180 フレカイニド

- 181 プレドニゾロン
- 182 プレドニゾン
- 183 プロカイン
- 184 プロカインアミド
- 185 プロキシフィリン
- 186 プログルメタシン
- 187 フロセミド
- 188 プロバンテリン
- 189 プロピフェナゾン (別名イソプロピルアンチピリン)
- 190 プロベネシド
- 191 プロボキシカイン
- 192 プロメタジン
- 193 バクロメタゾン
- 194 ベタネコール
- 195 バダプロフェン
- 196 ベタメタゾン
- 197 ベラバミル
- 198 ベンジダミン
- 199 ベンズチアジド
- 200 ベンゾカイン (別名アミノ安息香酸エチル)
- 201 ベンゾナテート
- 202 ベンドロフルメチアジド
- 203 ベンフルオレックス
- 204 ミノドロン酸
- 205 メクロフェナム酸
- 206 メタゾラミド
- 207 メタピリレン
- 208 メタミゾール (別名スルピリン)
- 209 メチクロチアジド
- 210 N-メチルスコポラミン
- 211 メチルプレドニゾロン
- 212 メトカルバモール
- 213 メトクロプラミド
- 214 メトトレキサート
- 215 メトラゾン
- 216 メピバカイン
- 217 メピラミン
- 218 メフェナム酸
- 219 メベベリン
- 220 メペンゾラート
- 221 メロキシカム
- 222 モフェゾラク
- 223 モメタゾン
- 224 リキシバブタン
- 225 リセドロン酸
- 226 リドカイン
- 227 レルコバブタン

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 228 | ロキソプロフェン |
| 229 | ロラタジン |
| 230 | ロルノキシカム |
| 231 | 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物（遊離する物を含む。） |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2（第1号、第3号、第5号から第7号まで、第9号から第11号まで、第13号から第16号まで、第19号から第21号まで、第24号から第26号まで、第28号から第31号まで、第36号、第39号、第40号、第43号から第51号まで、第53号から第57号まで、第59号から第68号まで、第72号、第78号、第79号、第81号から第87号まで、第92号、第93号、第95号から第97号まで、第99号、第101号から第103号まで、第106号から第109号まで、第111号、第116号、第117号、第120号から第123号まで、第125号から第127号まで、第130号から第136号まで、第138号、第139号、第142号から第144号まで、第146号から第148号まで、第150号、第154号、第156号、第157号、第159号、第161号から第165号まで、第167号から第173号まで、第177号、第178号、第180号、第182号、第184号、第188号、第190号から第194号まで、第197号から第204号まで、第206号、第209号、第210号、第213号から第217号まで、第219号、第220号、第223号から第225号まで、第227号及び第229号に限る。）の規定は、この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間は、適用しない。
- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の別表第2第75号の規定の適用については、同号中「サリチル酸」とあるのは、「サリチル酸ナトリウム」とする。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第26号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第8項第2号中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の備考第8項の規定は、令和5年4月1日以後の助産施設における助産について適用し、同日前の助産施設における助産については、なお従前の例による。

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第27号

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則（令和元年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第1項中「第3条第5号」を「第3条第4号」に改め、「様式第1号」の次に「。以下「申請書」という。」を加え、同条第3項及び第4項中「第3条第5号」を「第3条第4号」に改める。

第5条中「第3条第6号」を「第3条第5号」に改める。

第6条第1項中「避難行動要支援者名簿情報提供の同意確認書（様式第4号。以下「確認書」という。）」を「条例第3条第1号から第3号までに掲げる者又は同条第5号の認定を受けようとする者にあつては避難行動要支援者名簿情報提供の同意確認書（様式第4号。以下「確認書」という。）を、同条第4号の認定を受けようとする者にあつては申請書」に改め、同条第2項中「確認書」を「条例第3条第1号から第3号までに掲げる者又は同条第5号の認定

を受けようとする者にあつては確認書を、同条第4号の認定を受けようとする者にあつては申請書」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

避難行動要支援者認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

避難行動要支援者として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (認定を受けたい人) ・名簿情報	フリガナ		性別	
	氏名			
	生年月日		年 月 日	
	住所			
	居所		※上記住所と異なる場合のみ記入	
	連絡先	電話番号		
		FAX番号		
	小学校区			
	町会名			
	避難支援等を必要とする理由			
<p>私は、本申請に基づき記載され、又は記録された上記の名簿情報が、災害の発生に備えて避難支援等関係者へ提供されることに</p> <p><input type="checkbox"/> 同意します</p> <p><input type="checkbox"/> 同意しません</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 金沢市長</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>				

備考

- 1 氏名は、署名又は記名押印としてください。
- 2 該当する□の中にレ印を付けてください。

申請書提出者 (提出者が本人と異なる場合のみ記入)	住所			
	電話番号			
	フリガナ		本人との 続柄	
氏名				

様式第4号中

高齢者		介護		障害		その他		を
-----	--	----	--	----	--	-----	--	---

	に改める。
--	-------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第28号

金沢市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市国民健康保険条例施行規則(昭和34年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第9条関係)

出産育児一時金支給申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
(世帯主) 氏 名
個人番号

出産育児一時金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します(利用する場合は、口座情報の記入不要)		
<input type="checkbox"/> 振込口座を指定します		
金 融 機 関 名	支 店 名	
預金種別	口 座 番 号	口 座 名 義 人 (カ ナ)

被 保 険 者	記号	番号	
分 娩 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分		
出 産 し た 者	氏名	個人番号	
出 産 に 係 る 医 療 機 関 等	所在地 名称		
出 産 に 立 ち 会 っ た 医 師 又 は 助 産 師 の 氏 名			

第2号様式中「申請者 住所 氏名」を申請者 住所 氏名に、
個人番号」

金 融 機 関 名	支 店 名	
預金種別	口 座 番 号	口 座 名 義 人 (カ ナ)

を

<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します（利用する場合は、口座情報の記入不要）		
<input type="checkbox"/> 振込口座を指定します		
金融機関名		支店名
預金種別	口座番号	口座名義人（カナ）

に

改める。

（金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第2条 金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（平成8年規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

償還方法及び期間	（希望するものを○で囲んでください。） 月賦 半年賦 年賦 年償還	振込希望金融機関	
		銀行 支店	
据置期間	貸付後 卒業後 年 箇月 知識技能習得後	※コード（ — ）	
		預金種別	口座番号
		1 普通 2 当座	

を

償還方法及び期間	（希望するものを○で囲んでください。） 月賦 半年賦 年賦 年償還	振込希望金融機関	
		<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します（利用する場合は、口座情報の記入不要） <input type="checkbox"/> 振込口座を指定します	
据置期間	貸付後 卒業後 年 か月 知識技能習得後	銀行 支店	
		※コード（ — ）	
		預金種別	口座番号
		1 普通 2 当座	

に

改める。

（金沢市児童福祉法施行細則の一部改正）

第3条 金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

様式第2号の3中

口座振替依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	預金種別	1 普通 2 当座 3 その他
	金融機関コード	店舗コード	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

を

口座振替依頼欄	<input type="checkbox"/> 銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	預金種別		口座番号
			1 普通 2 当座		
			フリガナ		3 その他
	口座名義人				
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。					

に

改める。

様式第2号の8中

口座振替依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所	
	金融機関コード	店舗コード	預金種別	口座番号
			1 普通 2 当座 3 その他	
	フリガナ			
	口座名義人			

を

口座振替依頼欄	<input type="checkbox"/>	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	預金種別	口座番号
				1 普通 2 当座 3 その他	
	フリガナ				
	口座名義人				
	<input type="checkbox"/>	公金受取口座を利用します。			

に

改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第4条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中

口座振替依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所	預金種別	1 普通 2 当座 3 その他
				口座番号	
	金融機関コード	店舗コード			
	フリガナ				
	口座名義人				

を

口座振替依頼欄	<input type="checkbox"/>	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	預金種別	口座番号
				1 普通 2 当座 3 その他	
	フリガナ				
	口座名義人				
	<input type="checkbox"/>	公金受取口座を利用します。			

に

改める。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第29号

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則（平成9年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「医事に関する事項」の次に「(衛生検査所に関する事項を除く。)」を加え、同条第3項の表中

微生物検査係	1 微生物に係る衛生上の試験及び検査に関する事項	を に
微生物検査係	1 微生物に係る衛生上の試験及び検査に関する事項 2 衛生検査所に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

子育て支援医療費助成に関する条例施行規則及び高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第30号

子育て支援医療費助成に関する条例施行規則及び高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 子育て支援医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「保護者」の次に「(条例第3条第3項に規定する子どもにあっては、当該子ども。以下同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和45年規則第6号)第3条第1項第2号に規定する金沢市ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付を受けている受給者(母子家庭の母及び父子家庭の父を除く。)又は養育者に係る受給者が当該資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日現在において当該受給者が条例第2条第1項に規定する子どもであるときは、当該子どもに係る保護者は、同日に、第1項の規定により子ども医療費助成資格認定申請書を提出したものとみなす。この場合において、次条の規定の適用については、同条中「前条第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、とあるのは「前条第3項の規定により子ども医療費助成資格認定申請書の提出があったものとみなされたときは、市長は、当該申請書を提出したものとみなされる者が」と、「と確認した」とあるのは「であるかどうかを確認し、これを確認することができた」とする。

第4条の2第1項中「1箇月診療分」を「1か月診療分」に改め、同項第1号中「条例第6条の保護者が負担した費用の額(以下「保護者負担額」という)を「自己負担額(条例第6条第1項に規定する自己負担額をいう。以下同じ)に、「当該保護者負担額」を「当該自己負担額」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に、「保護者負担額」を「自己負担額」に改め、同号を同項第3号とする。

様式第1号中

保険者の名称	保険者番号	年 月 日	を
(宛先) 金沢市長			
医療費の助成の確認に必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。			に
氏名			
氏名 (署名又は記名押印)			
保険者の名称	保険者番号		

改める。

(高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和45年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条の2を削る。

第5条第1項中「第4条第1項本文」を「前条第1項本文」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の子育て支援医療費助成に関する条例施行規則第3条第3項の規定は、令和5年10月1日以後にその資格を喪失した受給者について適用する。

金沢市消防吏員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第31号

金沢市消防吏員被服等貸与規則の一部を改正する規則

金沢市消防吏員被服等貸与規則(昭和42年規則第50号)の一部を次のように改正する。

別表儀式用手袋の項中「2年」を「3年」に改め、同表ネクタイの項中「1年」を「2年」に、「2年」を「3年」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第32号

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成8年規則第77号)の一部を次のように改正する。

第6条中「次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)第6条の2第1項の総務大臣が定める」に改め、同条の表を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第33号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「金沢市消防団関係規集 諸令達つづり 雑書つづり」を「雑書つづり」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市小額印刷物製造に関する契約事務取扱特例規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第34号

金沢市小額印刷物製造に関する契約事務取扱特例規則を廃止する規則

金沢市小額印刷物製造に関する契約事務取扱特例規則（昭和63年規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年(2023年)3月31日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄